



行政書士北海道



北海道行政書士会

- 平成29年知事年頭所感 北海道知事 高橋はるみ
- 法教育出前講座開催の報告
- 広報月間 各支部報告

電子会報9～12月掲載

最新電子会報掲載 ▶ <http://www.sss-p.com/kaiho/>

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp> メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp
facebook = <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>

2017

新年

目次

2017 新年 No.327



今号の表紙 『初夢』

たくまくん、ハワイに行った初夢を見たのでしょうか。
寒さの厳しい北海道…南国に憧れるのはたくまくんも同じなのですね。
でも冬本番はまだこれから…
北国の冬を楽しむことを考えましょう。
ウィンタースポーツや温泉など、
ハワイまで行かなくても楽しみ方は色々ありそうですよ。

新年挨拶

- 03 平成29年知事年頭所感 北海道知事 高橋はるみ
- 04 平成29年会長年頭所感 日本行政書士会連合会会長 遠田和夫
- 05 新年のご挨拶 北海道行政書士会会長 吉村学

報告

- 06 法教育出前講座開催の報告
- 07 北海道行政書士会特別公開セミナー
 本会、苫小牧支部、日本政策金融公庫室蘭支店の共催
 一般業務研修(融資申請支援業務)のご報告
- 10 新入会員研修の報告・感想
- 11 道東四支部合同研修会の報告
 日胆三支部合同研修会について
 三支部合同研修会の報告
- 12 ADR調停人候補者養成研修・調停人候補者研修会報告
- 13 広報月間 各支部報告
 旭川支部／網走支部／小樽支部／釧路支部
- 14 札幌支部／空知支部／十勝支部／苫小牧支部
- 15 根室支部／函館支部／日高支部／室蘭支部
- 18 ゆるキャラグランプリ2016 結果発表!

特集

- 08 事例紹介vol.1 登録自動車の一時抹消～永久抹消

お知らせ・ご案内

- 12 北海道行政書士会ホームページのリニューアルについて
 メールマガジン再登録について
- 18 事務局 年末年始閉局のお知らせ

会の動き

- 16 新入会員
- 19 ご逝去
 編集後記
- 20 平成29年 新年賀詞交歓会・新春業務セミナーのお知らせ

たくまくんのコラム

明けましておめでとうございます。
2017年最初のコラムだね。
僕はハワイに行った初夢を見たよ。
初夢って年を越してみる最初の夢だと思っている人も
多いかもしれないけど、1月2日の夜から3日にかけてみ
る夢を指すらしい…。
昔から「初夢は一富士二鷹三茄子(いちふじ にたか
さんなすび)が縁起がよい」なんていう話もあるよね。
これにはいくつか説があるそうで…
その1 徳川家康が駿河の国の「高いもの」として「一に
富士山、二に愛鷹山、三に茄子の初物」とあげ
たことによるとする説
その2 富士は日本一の山、鷹は強く賢い鳥の代表、茄
子は「成す」に通じるからだという説
その3 「富士→無事」、「鷹→高い」、「茄子→成す」の意
味であるとする説

ちなみに四以下もあって
四扇(しおうぎ) 五煙草(ごたばこ) 六座頭(ろくざ
とう)
扇は末広がりで、煙草は煙が上へと昇るもの、座頭は毛
が無い(怪我無い)という意味だとか。但し四以降につい
ては、これ以外のものを数に入れたものもあるそうだよ。
四以下もあるなんて…僕も知らなかったけど、縁起がい
いって昔から大切なんだね。

さて「ユキマサくん」のゆるキャラグランプリが発表さ
れたけど、たくさんの方のおかげで全体では30位、企
業別でも11位と大健闘!みんな本当にありがとニャー!
だって。
今年も良い年になりますように、みんなも良い初夢を
見て元気に過ごしてね。
今年もよろしくお願いします。

平成29年 知事年頭所感



北海道知事
高 橋 はるみ



新年明けましておめでとうございます。皆様とともに新春を迎えることができましたことを、大変うれしく思います。

昨年を振り返りますと、三月に道民の長年の夢であった北海道新幹線が開業しました。

北海道の歴史に新たな一ページが刻まれ、道外との交流拡大の大きな弾みとなりました。

スポーツの分野では、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでの道産子選手の活躍や、北海高校の夏の甲子園準優勝、北海道日本ハムファイターズの十年ぶりの日本一、北海道コンサドーレ札幌のJ2優勝など、明るい話題が続き、道民に勇気と感動を与えてくれました。

また、食や観光の海外への売り込みや、安心して子育てできる環境づくり、医療・福祉サービスの確保など、地域創生に向けた様々な取組を進め、次への飛躍に向けた確かな礎を築くことのできた一年であったと思います。

一方で、八月から九月にかけ相次いだ記録的豪雨により、道内各地で未曾有の被害が発生しました。お亡くなりになられた方々とそのご遺族の皆様にご心からお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。依然として、道民生活や地域産業に大きな影響が残っており、道としては、被災地域の速やかな復旧・復興に向け、引き続き国や市町村などと総力を挙げて取り組んでまいります。

今年は、これまで進めてきた地域創生を一層推進し、次のステージへと押し上げていく年にしたいと考えています。

海外戦略の新たな展開に向け、若者の海外留学への支援など本道の未来を担うグローバル人材の育成に取り組むほか、昨年シンガポールに設置したアセアン事務所を拠点として、北海道ブランドの発信や市場開拓、投資の呼び込みなどを強力に推進するとともに、新たな航空路線も活用した農水産物の販路拡大に取り組むなど、道産食品の一層の輸出拡大を図ります。

また、ICT等の先端技術を活用したスマート農業など、攻めの農林水産業を展開するとともに、中小・小規模企業の振興をはじめ、新エネルギーの開発や活用促進、健康長寿産業の振興など、次世代を担う成長産業の創造に取り組みます。

持続可能な活力ある地域づくりを進めるため、結婚、出産、子育てとそれぞれの段階に応じた切れ目ない支援を強化するとともに、東京に開設した「移住定住情報センター」を核とした情報提供や北海道版「生涯活躍のまち構想」の普及など、「北海道暮らし」の魅力を創造・発信し、道内に人を呼び込み、定着を促してまいります。

多くの道民の皆様から不安の声が寄せられているJR北海道の事業範囲の見直しについては、地域の皆様と連携・協力を図りながら、道としての役割をしっかりと果たしていきます。また、全国的にも例のない道内七空港の一括民間委託の取組を進め、空港の機能強化や航空ネットワークの充実により、広域観光やインバウンドの振興、さらには、北海道全体の活性化を図っていきます。

こうした取組を通じて、北海道の新しいキャッチフレーズである「その先の、道へ。北海道」に込められた思いを形にしていくため、北海道の無限の可能性を信じ、本道が有する潜在力を十二分に引き出しながら、道民の皆様とともに「輝きつづける北海道」の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

北海道行政書士会の皆様におかれましては、道民の皆様と行政との架け橋として、また、身近な法律問題を解決する「街の法律家」として、今後とも、ご活躍されることを心からご期待申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして、希望に満ちたすばらしい年となりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



平成29年 会長年頭所感



日本行政書士会連合会会長
遠 田 和 夫



平成29年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

日頃から、全国の行政書士会及び会員の皆様には、日行連の事業運営に対し、御理解と御協力を賜るとともに、行政書士制度の発展に御尽力をいただき、心から御礼を申し上げます。

日行連会長に就任してから一年半が経過しました。46,000名以上の行政書士会員の皆様を取り巻く環境は十人十色であり、また皆様それぞれに日々の業務への様々な取組や想いがあります。その全てを背負っているという認識のもと、私は就任当初から現在まで、行政書士制度をより充実・発展させ、確固たるものにしたいという想いを常に抱いて会務に取り組んでいます。国民の皆様に「身近で頼れる街の法律家」として認識し、相談相手として選んでいただける行政書士像とはどのようなものなのか、自問自答しながらも、最善として選んだ道を邁進しています。

昭和26年の行政書士法成立から65年余りが過ぎました。当時と現在では、社会通念、経済情勢、価値観、生活環境など、国民の皆様を取り巻く環境は大きく変化し、私たち行政書士の業務環境もまた変わりました。選択肢や情報が溢れ、それに伴い物事を選択する際の判断基準や指標も多岐にわたります。そして今ある環境や状況も不変ではなく、常に変化を続けるものであると考えます。

行政書士の業務範囲は幅広く、ゆえにその特徴や専門性の訴求力が十分にあるとは言い難いことが弱点であると思われる方もいるかもしれません。しかし逆に見れば、社会の流れにより変わる国や自治体の施策、それによる広範囲にわたる関係法令の改正、さらには国民の皆様の多様で幅広い要請に応え、進化し続けることができるのが行政書士であり、「行政

に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」という行政書士法に規定される目的にも沿った強みであると考えます。私たち行政書士は、人が生まれてから亡くなるまでの数十年間の様々なライフステージにおいて、国民の皆様の生活に携わっていくことができる資格者です。「書類の作成を代理すること」といった従来からの業務を礎に、ビジネスの誕生から成長過程において「相談を受け、強みを整理し、コンサルティングしていく」という分野でも活躍し、その役割も確立しつつあることは、諸先輩方が時代が求めるニーズや役割を察知し、真摯に向き合い、取り組んでこられた結果に他なりません。

「超高齢社会」への対応、「所有者不明土地」や「空き家」といった社会問題の解決、予防法務への取組など、一つずつ実績を積み重ね、磨きあげていくことにより、後進の未来が明るいものとなるようにしなければなりません。

行政書士制度に対する期待に応え、可能性を更に広げていくには、会員の皆様のお力添えが不可欠です。一丸となって、着実に歩みを進めてまいりたいと思います。最後になりましたが、この新しい年が北海道行政書士会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶



北海道行政書士会会長
吉 村 学



平成29年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃より北海道会並びに支部の会務運営にご理解とご協力をいただいておりますこと、また、それぞれの地域において社会貢献活動や行政書士制度の発展にご尽力をいただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

昨年度の本会の定時総会でご信任をいただいた2期目の会長職、そして同じく、昨年度の日行連の定時総会で選任された副会長職については、早いもので1年半が過ぎましたが、この間、本会と日行連双方の会務運営の両立に苦心しながらも、それぞれの職責を全うすべく努めてきました。改めて感謝申し上げますとともに、責任の重さを痛感しております。

平成28年度の事業計画につきましては、次の7項目を重点項目として、役員の皆様とともに議論を重ねながら各事業を着実に進めてきております。特に職域の確保、拡大に向けた取り組みの推進については、最重要課題として中小企業支援をテーマに力を入れており、広報、社会貢献活動の充実では、法教育を中心として各部横断的な取り組み方を模索しているところです。更に、研修制度の充実では、法学研修を含めた今後のあり方と指針を検討しており、役員一同が、精力的に会務を遂行しています。

- 1 職域の確保、拡大に向けた取り組みの推進
- 2 広報、社会貢献活動の充実
- 3 特定行政書士制度の推進
- 4 財政基盤の確立
- 5 研修制度の充実
- 6 業務執行体制の見直し
- 7 法改正の推進

この中で、昨年、大きな進展のあったものを例示しますと、まず、職域の確保、拡大に向けた取り組みの推進については、平成25年11月22日に日本政策金融公庫と締結した「中小企業等支援に関する覚書」にも続く連携を深化させる取組として、10月29日に苫小牧市で「創業支援セミナー」を開催、11月25日には政策金融公庫から講師をお招きして「融資申請支援業務」研修会を開催しました。引き続き、創業支援や融資申請分野において、会員の皆様が活躍できるように

取組を進めていきたいと考えております。

次に、法教育事業については、11月8日に、札幌市立西岡南小学校の4年生を対象とした本会初の出張出前教室を、また、12月15日には、北海道立鶴川高等学校で高校生向けの法教育教室を実施しましたが、いずれも学校側の反応は良く、今後の事業展開につながる結果となりました。

さて、経済状況は未だ不安定であると言われている昨今ですが、私達行政書士を取り巻く環境は依然として厳しい情勢が続いております。その中であって、本年4月から全国展開が図られようとしているOSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）につきましては、自動車関係業務を専門としている会員の多くが大きな影響を受けることが懸念されますので、様々な動向を注視しているところですが、現段階においては、その影響を最小限に食い止めることができそうな状況にあると聞いております。

しかしながら、今後の省庁間及び関係団体との交渉等の帰趨によっては、日行連や単位会の組織としての結束力等が試される重要な局面を迎えることがあると思っています。その際には、北海道会においては、他の単位会には絶対に負けない団結力を見せることができるものと確信をしているところですので、本会会員の皆様には、ご理解とご協力を何卒よろしくお願い致します。

今年度は、前述した事業の取組のほか、各部が連携を密にして協働して取り組まなければならない事業も多くあることから、ワーキンググループやプロジェクトチーム制などの設立や導入の検討を行った上で、更なる情報の共有化を図り、一体となって事業に取り組んでおりますので、次年度に向けてしっかりと引き継いでいける体制を築き上げたいと考えております。

本年も行政書士制度の前進と北海道会の更なる発展のために、執行部一丸となって精一杯頑張りますので、引き続きご理解とご支援を申し上げ、併せて、新年が会員の皆様にとって益々発展の年となりますように祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。



法教育出前講座開催の報告

平成28年11月8日(火)、札幌市立西岡南小学校において、4年生の3クラスを対象に北海道会と札幌支部共催で法教育出前講座を実施しました。法教育出前講座のテーマ『おかし箱のひみつ』の講師に東京都行政書士会の寺田康子氏を招き、お菓子箱に印刷されている紙のリサイクル表示から法律・条例の目的の意義について、児童たち自身が考え、答えを導き出せるように授業を展開しました。



寺田 康子 氏

全道各支部から広報担当者が参加して見守る中、児童たちが1時限・45分の法教育出前講座に集中し、積極的に挙手して自分の意見を堂々とした態度で述べていたのが印象的でした。授業終了後には、児童一人一人にたくま君メモ帳がプレゼントされました。

北海道会として初めての法教育出前講座は、今後、各支部で法教育出前講座を開催するにあたっての良い実践の機会になりました。



寸劇の様子

児童たちは今回の授業を通してリサイクルの仕組みと同時に「きまり」を守ること、自然や環境、自分たちの健康・安全が守られることを学ぶことができました。

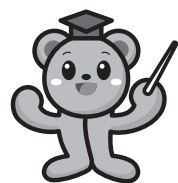
テーマに入る前には、「行政書士ってどんな人? 困っている人を助けるすごい人! ?」と題して、ケーキ屋さんを開店するには「きまり」があり、「まちのお仕事をする人(役所)」からの「営業許可」が必要であることを例に、札幌支部が行政書士の仕事を寸劇風に紹介しました。



寸劇の様子



授業の様子



北海道行政書士会特別公開セミナー 本会、苫小牧支部、日本政策金融公庫室蘭支店の共催

本会業務企画部融資申請専門員会議は、平成28年10月29日 苫小牧駒澤大学に於いて、苫小牧支部、日本政策金融公庫室蘭支店と共催し、苫小牧市、苫小牧民報社の後援をいただき『創業手続きの注意点と融資制度の活用について』特別公開セミナーを開催しました。

事前の広報活動は苫小牧支部のご協力を頂き、苫小牧民報社に3回広告掲載し、また苫小牧市役所をはじめ商工会議所等市内各所にポスターを掲示して、一般・学生・女性で起業を目指している方々、すでに起業し融資制度の利用を希望している方々にセミナーへの参加をご案内しました。当日は多くの参加者があり、2時間にわたる講演に熱心に聞入っていました。セミナー受講後のアンケート調査から、今後の事業展開に役立ちそうだ、許認可申請や融資申請のポイントのセミナー開催を期待しているとの感想が多数ありました。一方で、行政書士について何をしているか知らなかった、今回初めて知ったという感想もありました。

今後も業務企画部融資申請専門員会議は、融資申請について会員皆様がそれぞれの業務で役立つ情報の提供、セミナー開催等を企画してまいります。

『創業手続きの注意点と融資制度の活用について』
特別公開セミナー

・第一部

「知って役立つ!!創業時の手続きと注意点について」

講師：北海道行政書士会業務企画部長

野口 哲郎 氏

・第二部

「日本政策金融公庫の融資制度と融資事例について」

講師：日本政策金融公庫室蘭支店融資課長

平出 望 氏



第一部の様子



第二部の様子

一般業務研修（融資申請支援業務）のご報告

平成28年11月25日、融資申請支援業務に関する一般業務研修が行われました。

日本政策金融公庫 札幌支店 国民生活事業 事業統轄 田中朗氏、東京本部 創業支援部ベンチャー支援

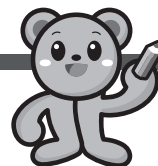
グループ グループリーダー 永沼 智佳氏に、公庫から見た融資の判断ポイントや知的資産を活用した事業性評価のポイントについてお聞きすることができました。



田中 朗氏



永沼 智佳氏



登録自動車の一時抹消～永久抹消

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の施行から14年が経ちました。第1条には、「（前略）使用済自動車に係る産業廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とあります。

これらに基づき現在の「廃車」手続が行われています。

今回依頼のあった案件は、「亡くなった夫の車を廃車にしたい」という相談でした。

相続ということで戸籍の他に遺産分割協議書などが必要になるかと思いましたが、まずは自動車検査証を見なければ判断ができないため、伺って書類のチェックをしたところディーラーが所有者となっている「所有権留保」の状態でした。

このため、相続手続によらず抹消手続をすることができます。

いわゆる「移転抹消」です。

<移転抹消>

移転抹消とは、旧所有者から新所有者に移転した上で抹消を同時に行う手続ですので、必要書類は移転に必要な、

- 1 自動車検査証
- 2 手数料納付書
- 3 OCRシート（移転1号様式、一時抹消3号の1様式）
- 4 登録印紙 500円（移転）、350円（一時抹消）
- 5 旧所有者の印鑑証明（または一括承認書＝ディーラーの場合）
- 6 新所有者の印鑑証明
- 7 委任状（新・旧所有者）

です。

ナンバープレートの返却も必要です。

抹消を同時に行う場合、自動車保管場所証明は必要ありません。また自動車取得税等の申告書も必要ありません。

<移転に必要な書類>

今回の場合、現在の所有者であるディーラーから移転についての書類をもらう必要があります。

必要書類として、

- 1 使用者（今回は亡夫）の死亡の事実がわかる書類（戸籍）
- 2 相続人がわかる書類（戸籍）
- 3 使用者の印鑑証明書（死亡しているので相続人の印鑑証明書で対応）
- 4 移転登録のみに使用することの念書

が会社側より要求されました。（4以外は原本還付、各会社によって対応が違います）

「所有権留保の解除」の場合、使用者が新所有者となるため1号様式の所有権留保の解除欄に「1」を記入するのみですが、今回は通常の移転手続となります。

<車検の残った車>

依頼を受けた時にはまだ数ヶ月車検が残った状態でした。

報告受領日の時点で車検が残っていれば永久抹消または解体届を提出する時に重量税還付申請を行うことができます。

中古で流通させる場合などは一時抹消で終了ですが、今回は一時抹消→解体業者引き取り→解体終了報告→解体届（重量税還付申請）となります。

※報告受領日とは「使用済自動車を引き取ったことが引取業者から（財）自動車リサイクル促進センターに報告された」ことを国土交通大臣が同センターから報告を受けた日をいいます。通常、引取業者が同センターに報告をした日の翌日になりますが、翌日が土日、祝日、年末年始などの閉庁日となる場合は、その翌日となります。

<引き取り業者>

最近は買取の場合が多いようです。買取車両代金と引き取り時の運搬費用が相殺される場合があります。

<永久抹消・解体届・重量税還付申請>

車検の残った車を解体した場合、重量税が還付される可能性があります。

重量税還付申請を行う場合、解体届を提出する必要があります。

リサイクル券記載の移動報告番号等により（公財）自動車リサイクル促進センターのホームページにて廃車処理状況の検索が可能です。

永久抹消の場合は「登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所」で申請する必要がありますが、解体届は最寄りの運輸支局で可能です。

なお、永久抹消・解体届を作成する際、移動報告番号と解体報告記録のなされた日の記載が必要です。

永久抹消・解体届に必要な書類は以下のとおり。

- 1 自動車検査証（永久抹消の場合）または登録識別情報等通知書（一時抹消済の場合）
- 2 手数料納付書
- 3 OCRシート（永久抹消・解体届3号の3様式）
- 4 登録印紙 なし
- 5 印鑑証明書（永久抹消の場合）
- 6 マイナンバーカードまたは個人番号通知カード、住民票等個人番号が記載されているものと運転免許証等本人確認できるもの（窓口で提示、重量税還付申請の場合）
- 6' 代理人の場合：代理権を有していることを確認できる書類（委任状または法定代理人であることがわかる戸籍謄本等）+代理人の身元確認書類（運転免許証等）+申請者本人のマイナンバーがわかる書類（マイナンバーカード、通知カード等）
※法人の場合であっても法人番号が必要

<マイナンバーの扱い>

平成28年1月以降、重量税還付申請にはマイナンバーの記載を求められるようになりました。

依頼者本人が申請する場合は記載して提出してもらうという対応をとるのが無難と思いますが、未だはっきりしないマイナンバーの取り扱いが問題となる可能性があります。

<還付の計算>

重量税還付の計算は月割り計算となり、通常24ヶ月分前納（新車の場合36ヶ月）されています。一時抹消か報告受領日のどちらか遅い方の日の翌日が起算日となるため、今回の例として4月29日に一時抹消、4月30日に引き取りが行われた場合、5月2日報告受領日（土日祝があるため）となります。車検有効期限は7月8日となっていたため、6・7月の2ヶ月分が還付される計算です。

解体終了の報告を受けた上で解体届・重量税還付申請を提出し、還付申請後、2ヶ月半ほどで還付されるということです。

（参考）

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

<http://www.jarc.or.jp/>

国税庁Webサイト

使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度について

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/jidoshajuryo/01.htm>

使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度について（リーフレット）

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/jidoshajuryo/pdf/01.pdf>

重量税還付申請書記載の手引き

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/jidoshajuryo/pdf/02.pdf>

重量税還付申請書記載のポイント

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/jidoshajuryo/pdf/07.pdf>

新入会員研修の報告・感想

平成28年11月18日(金)・19日(土)の2日間にわたり平成28年度第2回新入会員研修が行われました。

行政書士会北海道ADRセンターによる模擬調停のデモや警察官による講話も行われ、30名以上の会員が参加しコンプライアンスや実務の基礎等について受講しました。

十勝支部 河野 泉

平成28年11月1日付で登録したばかりで、「行政書士って何者?」と人にも聞けず、果たして自分に研修内容が理解できるのか?また受講費用1,000円と格安過ぎないか?と不安の中の参加でしたが、各支部の先生方の現場の経験やアドバイスを聞ける良い機会でもあるので楽しみでもありました。

どの先生も物腰の柔らかさが聞く者の警戒を解き、経験から得た教訓はより身近に感じ、親身なアドバイスからその先生の人柄を感じました。2日間の教育もあつと言う間に終わり、格安でとても有意義な研修でした。

初日に吉村会長は十勝の方だったのか・・・と知った次第で、ネット社会の世で、何時でも何処でも検索出来るのに、今机に座って気がつくとはと反省から始まりました。次は平間先生の「相続・遺言」です。今年父を亡くした際の相続手続きの経験があり、抵抗なく理解することが出来ました。

翌日の十勝支部長 医王田先生の「農地法の基礎」は十勝に住む私としては、最もしっかり聞いた講義です。分析・検討能力や根性が必要と

感じました。

「申請取次業務の基礎」の成田眞利子先生は前日の模擬ADRで猫好きの借家人を演じた大女優さんです。この仕事は無いな～と消極的でしたが、先生の熱い国境を超えた体験談を聞いて、その行動力に同性として特に感銘を受けました。

最後のロールプレーで私は眞利子先生を見習い「20歳の女子大生」を熱演するあまり、相手に良い行政書士役をさせなかった反省もありましたが、

今研修の同期生で初任者研修への参加が数回目という方とお会いしました。未受講の科目があったのかな?と当初思いましたが、研修を終了した今は、その気持ちが理解出来ます。また機会があつたら違う先生方の講義も受けたいと思います。

「行政書士って何者?」と当初の疑問がすっかり解決した訳ではありませんが、「行政書士」という社会的役割の大きさに、改めて学ぶべき修行の場を発見した感じがしています。



研修の様子



研修の様子

札幌支部 中島 北斗

平成28年11月18日、19日に開講されました新入会員研修に参加させて頂きました。

大変貴重なお時間を割いてご指導下さった講師の方々、ご運営を下さった方々、本当にありがとうございました。

今回の研修は非常に有意義なもので、一コマ一時間という大変短い時間の中、多くのことをご教授頂きました。業務に携わる上で、まず何から勉強をしていくかなどの道筋が明確になりました。

また、講師の方々のお話し方にも非常に引き付

けられるものがあり、この技術は実務経験を重ね、習得していきたいと感じました。

懇親会では、沢山の方々からお心遣いを頂きまして本当に嬉しく思います。直接お会いしたからこそ、お聞きできるお話もあり、自分の中の視野がいきなり広がりました。

今回の研修で得た知識や考え方を、今後の活動に活かして日々励んでまいります。

講師の方々、運営を下さった方々、また貴重なお話を下さった方々、改めて御礼申し上げます。

道東四支部合同研修会の報告

9月24日(土)帯広市内で、網走・釧路・根室・十勝支部の合同研修会を開催しました。

第1部は、十勝ガーデンズホテルにおいて、大沼準氏(北海道行政書士会常任理事)を講師に「行政書士のための産業廃棄物処理法の基礎」について学びました。各支部役員29名に加え、一般会員も含め計32名が熱心に受講しました。

第2部は支部役員を対象に、帯広競馬場において「ばんえい競馬」の運営について帯広市農政部職員から説明を受け、場内見学とレースを観戦しました。

その後、ホテルに戻り交流会を行い、支部間の交流を深めました。



研修の様子

日胆三支部合同研修会について

本年の日胆三支部(日高・苫小牧・室蘭)合同研修会は室蘭支部が幹事となり、9月3日に洞爺湖温泉で開催されました。研修会は、洞爺湖有珠火山マイスターである池田武史氏を講師に招き「有珠山を巡る人々」というテーマで行われました。

研修は単にお話だけのものではなく、初めて聞くであろう私たち会員向けに、有珠山噴火前後の当時の写真等を使用して、わかり易く講義してくださいました。有珠山近郊で生活する私たちにとって、大変興味深いものであったと思います。

研修会終了後は講師ご臨席のもと懇親会で親睦を深めるとともに、各支部間の垣根を越えて活発な意見交換が行われ充実した研修会となりました。



研修会にご参加頂いた皆様

三支部合同研修会の報告

旭川支部、札幌支部、小樽支部による三支部合同研修会が9月10日(土)に小樽市の港湾センターで開かれました。当日はあいにくの雨模様にもかかわらず多数のご参加を頂き、研修会場の前面は小樽港、背面は小樽運河という絶好のロケーションでの開催となりました。

この度の研修は「行政書士しくじり先生」と題して開催され、行政書士業務の中での失敗事例の他、苦勞した事例やトラブルとなってしまった事例などについて、新しいコンセプトの研修会を行うという考えのもと、講師と回答者による対話質問形式の研修会となりました。

失敗事例の中には、行政書士として勉強不足からくる初歩的な失敗もありましたが、自身に原因が無くても他からの「とばっちり」を受ける形でトラブル発展してしまった場合など、長く行政書士業務に携わっていても予期せず陥りがちなものがあり、その事例を回答者が説明した後、講師が回答者に対して質問をしたうえで解決策を研修会参加の方々と考え、模索しつつ導き出していく内容となりました。

また、会場のあちらこちらでも参加者の方々がそれぞれの失敗、トラブルについて話し合われている様子が伺え、肯定・否定様々ではありますが活気のある研修会になったと思います。

前述したとおり新しい研修内容への取り組みだったため、それぞれの事例に対しての時間調整が難しく、結果として事例を全て紹介することができなかったうえ、研修会の終了時間をオーバーしてしまうことになってしまい、今後の反省点を残すこととなりましたが、研修会参加の皆様と有意義な時間を過ごすことができました。



対話質問の様子

ADR調停人候補者養成研修・調停人候補者研修会報告

10月6日(木)7日(金)の2日間にわたり、ADR調停人候補者養成研修・紛争範囲科目別研修(実務編)が行政書士会館2階研修室にて行われました。

紛争範囲科目別として、6日は「民間賃貸住宅に関する敷金返還・原状回復」について、7日は「外国人関係の職場環境・教育環境」についてそれぞれ基本事項や注意事項等の講義の後、模擬調停が行われました。前半では、少人数のグループに分かれ調停人役、申込人役と相手役を持ち回りで務めるロールプレイを行い、後半では、研修室の中央に大きなテーブルを用意して全体で一つの調停を行い、受講者全員が同じ一人の調停人役を順番に務める形をとることで、全体の流れを実際に体験するという「プロセス分析」が行われました。「プロセス分析」では、受講者は前の

受講者生が行った調停過程を引き継いでロールプレイを進めるため、調停の流れを追いかけてながらしっかりとメモを取って研修に望んでいました。

また、翌日8日(土)は調停人候補者等を対象とした調停人候補者研修が行われました。

この研修でも各グループに分かれた少人数のロールプレイの後、一つの調停を想定して受講者全員が順番に調停人役を務める「プロセス分析」が行われました。各受講生は別の受講生の調停ロールプレイを見ながら長い時間をかけて、実際の調停の進め方を体験することが出来、その過程を客観的に分析できる貴重な機会でもあるため、熱心に研修会に参加していました。

ホームページのリニューアルについて

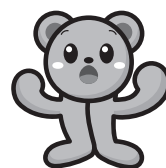
現在、広報部では平成29年2月22日の稼働を目指しホームページのリニューアル作業をおこなっております。

新ホームページ稼働後の会員ページへのログインにつきましては、ID・パスワードを新規入力していただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。

なお、初期設定ではIDは登録番号(8桁)、パスワードは会員番号(4桁)となっておりますが、ログイン後に変更可能です。

メールマガジン再登録について

ホームページのリニューアルに合わせ、メールマガジン配信についても変更されます。現在、会員の皆様よりご登録いただいているメールアドレスについてはリセットされることとなりますので、新ホームページの稼働後、あらためて新規登録をお願いいたします。



広報月間 各支部報告



旭川支部

旭川支部では、9月及び10月を官公署の訪問活動期間とし、支部管内の市役所、町村役場、警察署、農業委員会、商工会議所等を訪問し、広報月間ポスター、パンフレット及び「市民講座＆無料相談会」チラシを配布、行政書士制度のご協力とご支援のお願いを致しました。一般市民への広報活動として、旭川中央郵便局のロビー内に広報月間ポスター、「市民講座＆無料相談会」チラシを掲示、及び毎月第2火曜日に「くらしの無料相談会」を実施しました。

また、11月3日「文化の日」に旭川グランドホテルにおいて、「市民講座＆無料相談会」を開催しました。当日は悪天候(雪)にもかかわらず45名が来場されました。開催は午後1時30分から、第一部・演劇「おじいちゃんの悩み」遺したいけどわからない、第二部・講演「遺言と相続」、第三部・「無料相談会」を実施し午後5時に終了しました。「市民講座＆無料相談会」アンケートの結果、来年度の開催予定に来場者の約7割の方々から「来場したい」との好評を頂きました。



第1部：演劇の様子

網走支部

網走支部では例年通り管内の関係官公署、商工会議所、農協などに北見地区、網走地区、紋別地区、遠軽地区の各理事が訪問し、行政書士制度へのご理解をお願いし、ポスター・パンフレットなどの掲示物を配布いたしました。

また、前回、無料相談会を開催時に同フロアで開催されていた総務省主催の「一日合同行政相談所」に参加を呼びかけていただき、今回は、「一日合同行政相談所」に行政書士も参加する形をとることが出来ました。

他士業に混じって合同相談会に参加することで行政書士の知名度を高められたかと思います。

小樽支部

小樽支部では広報月間の活動として、税理士、社労士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士並びに小樽信金による五士業無料相談会を10月14日に開催しました。

五士業及び小樽信金が合同で無料相談会を開催することにより、様々な相談に対してそれを専門とする各士業が回答し、相談内容によっては複数の士業が共に相談にあたるができるため、相談者の方々から感謝の言葉を多数頂くことができました。

しかしながら、当日の相談件数が合計49件で、例年と比べても特に多くの相談があったため、相談ブースを4つ用意していたにもかかわらず『順番待ち』が多数発生したことについては今後改善していきたいと思います。

また、監察活動として小樽市を含む後志管内の各官公署等へポスターを配布し、掲載のお願いをいたしました。



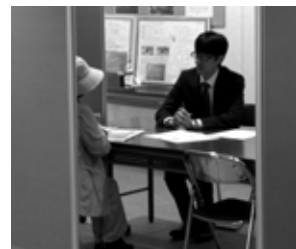
無料相談会の様子

釧路支部

釧路支部では9月に支部理事が協力し、支部管内の市町村役場・農業委員会・商工会議所等を訪問しました。各訪問先には、ポスターの掲示・行政書士業務案内パンフレットの備え置きをお願い致しました。また、今年度も釧路支部会員名簿をお渡しし、支部会員の周知を図りました。毎年お願いしていることもあり、訪問先では快くお引受けいただき、ポスター・行政書士業務案内パンフレット共に人目につきやすい場所への掲示、備え置きをしていただくことができました。

また、10月12日(水)の午前10時から午後3時にかけて、釧路市役所防災庁舎1階多目的ホールにおいて、社会保険労務士会釧路支部及び総務省の行政相談と共同で無料相談会を開催致しました。ご来場された方は計7名で、そのうち4名は行政書士会が担当しました。相談内容は、相続、土地の名義変更、死後の事務委任契約、成年後見制度といったものでした。

今後もこういった広報活動を継続して行い、出来る限り関係各所と協力しながら、更なる行政書士制度の周知に努めていきたいと思ひます。



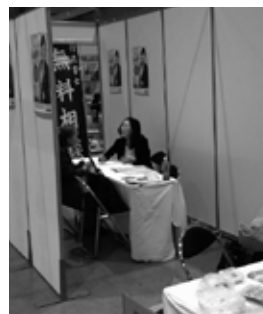
無料相談会の様子

札幌支部

札幌支部では官公署・関係諸団体84カ所を訪問して、行政書士ポスターの掲示と行政書士業務案内パンフレット、毎月第3水曜日に開催している札幌支部の無料相談会チラシ等の設置についてお願いし、北海道会と協力して平成28年11月8日(火)に豊平区の西岡南小学校で法教育の授業を開催することなどもご説明しました。

また、白石区のアクセスサッポロで10月14日(金)から16日(日)までの3日間にわたり開催された「いきいき健康・福祉フェア2016」(来場者数約2万人)にブースを設け、成年後見支援センターと協力して無料相談会と「このままじゃ死ねない! 相続・遺言・後見のはなし」というタイトルでセミナーを開催し、会場を訪れた多くの市民に向けて行政書士制度の広報活動を行いました。

その他、昨年度より協力している厚別区主催のCCRC事業「キャンパスタウン厚別」の中で、10月20日(木)に「高齢者に必要な法的知識」という講義を担当しました。



ブースの様子

空知支部

空知支部では、広報及び監察活動を兼ねて実施したが、空知管内は北海道で5番目に広大な地域で移動等に変な苦勞だったと思います。期間中に担当者が8市13町の官公庁・関係団体41カ所を2名1組4班に分け、4日間にわたって、延べ8人の会員で訪問活動を実施した。広報及び監察活動に於いて訪問先や会員事務所に、期間中にチラシ150枚、ポスター40枚を配布した。

10月11日(火)13時から16時まで支部役員の5カ所の事務所に於いて、対面無料相談会を行ない7件の相談者がありました。(相続3件、契約等3件、建設関係1件)

なお、準備期間中の8月23日(火)試行的に滝川祭りの日、13時から16時までの3時間の間に、人通りの多い露店近く(露店より50メートル以内)の空き店舗を借りて無料相談会を行った。相談者は2名と低調であったが、相談室前のロビーで冷茶の無料サービスをしたところ、談話の中で「行政書士ってどんな仕事をするの...?」との質問が数件有り、このことを善処することが、今後のPR活動の原点の様に思われた。



ブースの様子

十勝支部

十勝支部では、例年通り支部理事が分担して、10月中に管内の官公署・関係団体等113カ所を訪問し、行政書士ポスターと会員名簿、パンフレット類を配布しました。併せて、非行政書士行為の防止や情報提供の協力を要請しました。毎年訪問していることもあつて、各所とも私たちの依頼に協力的で、監察情報もありませんでした。

また、10月18日(火)藤丸における一日行政相談(北海道管区行政評価局主催)に参加するとともに、26日(水)とかちプラザにおいて釧路司法書士会十勝支部との合同相談会を開催し、ご相談に応じました。

苫小牧支部

今年度の広報月間の無料相談会は、10月1日土曜日、午前10時から午後4時までの6時間、イオンモール苫小牧において3名の相談員を配置して実施しました。場所柄、また土曜日ということもあり、親子連れの買い物客が多いところ、今年は7件の相談がありました。

例年通り相続の相談が主で、これに今年は建設業許可の相談がありました。最近では、月例の相談会でも時折建設業や運輸業の新規許可取得の相談がありますが、景気や新旧交代の時世を反映したものでしょう。また、イオンモールでの社会保険労務士会との合同相談会も5回を超えての開催になります。これも単独の開催よりも、規模が大きくなることにより人目を引くことになり、相談件数を多くする効果があるものと思います。

今後は、さらに効果的なPRを行うことにより、行政書士の宣伝広告の効果を高めるように、努力していきたいと思います。



無料相談会の様子

根室支部

根室支部では広報月間の活動として、支部管内の役場、金融機関、振興局、保健所、農業委員会等を訪問し、行政書士制度のご協力とご理解をお願いし、ポスターとパンフレットの掲示を依頼しました。地域住民の方々に行政書士制度を知って頂けるよう、広報月間に関わらず関係各所と協力しながら、行政書士制度の普及、進展に努めていきたいと思います。



函館支部

函館支部では、広報期間中は、行政書士制度を周知するため、例年どおり函館支部管内の市町村役場、警察署、運輸支局、商工会議所、農業委員会等の官公署等を訪問し、広報月間のポスターやパンフレット等をお届けしました。そこでは、直接、町長や署長などの責任者に対し行政書士制度の理解を深めていただき、また、各地域における行政書士の活躍ぶりなどについてお話を伺いしてきました。その一方で、本年11月1日から来年4月30日までの期間、函館市内の市電やバスに窓広告を貼付して、広く市民に向けての広報活動をスタートしたところ です。



窓広告シール

日高支部

●ポスターの掲出等を依頼

9月初旬、支部役員等が各町役場、商工会、農業委員会及び社会福祉協議会等を訪問し、吉村学会長からの依頼文により趣旨説明の上、ポスターの掲出を依頼した。



新冠町の例

室蘭支部

室蘭支部では、広報期間中の活動として支部管内の市役所、町村役場、警察署、農業委員会、社会福祉協議会、陸運支局、その他の官公署等を訪問して、行政書士制度のご理解とご支援のお願いと併せ、広報月間のポスターの掲示とパンフレット等の備え置きをお願いしました。各訪問先からは快諾を頂き、同時に行政書士制度に対する理解を深めて頂くことが出来たと考えております。

ポスター掲示の様子(左上：伊達市役所、左下：市民活動センター、右：伊達警察署)



新入会員



くれ やすこ
呉 科 子 1962年9月24日

札幌支部 2016年9月1日入会
事 務 所 札幌市手稲区星置2条3丁目
1番6号
TEL.011-694-8337
FAX.011-694-8337

コメント

行政の消費者相談員の経験から、常に「生活者」や「困っている人」に寄り添った視点での法サービスを心がけ、国際業務や成年後見、ADRの業務などに携わって行きたいと思います。



ななお あや
七 尾 彩 1982年10月5日

札幌支部 2016年9月1日入会
事 務 所 札幌市中央区北1条西22丁目
3番18号 MDC表参道ビル3F
TEL.011-215-4901
FAX.011-215-4902

コメント



つばい まさのり
坪 井 昌 紀 1971年8月15日

函館支部 2016年9月1日入会
事 務 所 函館市中道2丁目13番8号
センター・イン・ロードビル3階
TEL.090-6017-0756

コメント



なかじま ほくと
中 島 北 斗 1995年11月11日

札幌支部 2016年9月1日入会
事 務 所 石狩市花川南9条3丁目168番地
TEL.080-9611-8998

コメント



かきざき ひでき
蠣 崎 英 規 1965年8月16日

空知支部 2016年9月1日入会
事 務 所 深川市北光町2丁目16番19号
TEL.070-4422-2162

コメント



ほった しゅうじ
堀 田 崇 二 1972年7月12日

札幌支部 2016年9月1日入会
事 務 所 札幌市西区西野1条9丁目15番7号
ハウス109 101号室
TEL.011-624-5681
FAX.011-624-5682

コメント

日々の努力を怠らずに、皆さまと切磋琢磨できるように頑張ります。研修会などでお会いすることもあると思いますので、その際はよろしくお願いいたします。



たかはし あき
高 橋 亜 希 1979年10月20日

小樽支部 2016年9月1日入会
事 務 所 小樽市銭函2丁目16番305号
リーセント銭函Ⅱ
TEL.0134-64-1020
FAX.0134-64-1020

コメント



こながい さとる
小長井 悟 1977年4月12日

札幌支部 2016年10月2日入会
事 務 所 札幌市白石区北郷4条12丁目
3番16号
TEL.011-879-4008
FAX.011-887-0041

コメント



すずき まさあき
鈴 木 政 昭 1964年4月3日

十勝支部 2016年10月2日入会
事 務 所 帯広市西9条南40丁目2番6号
TEL.0155-66-9247

コメント

主に「終活」に関する場面で、市民の皆様のお役に立てればと思っています。趣味は、楽器演奏、水泳… etcです。よろしくお願いいたします。



ふじしま あきよし
藤 島 明 義 1971年8月30日

函館支部 2016年10月2日入会
事 務 所 函館市柏木町3番18号
TEL.090-6695-4554

コメント

新入会員



すえなが ふいち

末 永 二 一 1953年12月4日

札幌支部 2016年10月2日入会
事 務 所 札幌市北区あいの里2条1丁目
3番1号
TEL.011-555-5483

コメント



かわの いずみ

河 野 泉 1961年7月24日

十勝支部 2016年11月1日入会
事 務 所 河東郡音更町大通2丁目3番地7
TEL.0155-42-5883

コメント

11月10日に会員証を受理し、十勝に帰る足で早速会員証の筒ごと大丸デパートに置き忘れるという失態で、事務局・警察のお世話になってしまい、自分でも先が思いやられますが、幸い、早くも新入会員研修に参加し、充実した時間を送る事が出来ました。右も左も未だ判らない世界ですが、先ずは勉強からのスタートです。



ふじい あきら

藤 井 章 1945年1月15日

網走支部 2016年11月1日入会
事 務 所 網走市字潮見298番地の10
TEL.0152-44-6816
FAX.0152-44-6816

コメント



さがわ しゅん

佐 川 俊 1953年11月23日

札幌支部 2016年11月1日入会
事 務 所 江別市大麻新町24番地の50
TEL.011-211-6951

コメント



むらた こうじ

村 田 幸 治 1970年4月9日

根室支部 2016年11月1日入会
事 務 所 根室市大正町1丁目22番地
信興ビル2階
TEL.090-7511-9333

コメント



こまつ ひでゆき

小 松 英 行 1953年10月1日

函館支部 2016年11月1日入会
事 務 所 函館市西桔梗町555番地33
TEL.0138-49-6378

コメント



ながみね のぶひこ

長 嶺 暢 彦 1978年9月28日

札幌支部 2016年11月1日入会
事 務 所 札幌市中央区大通西4丁目1番地
道銀ビル7階
TEL.011-261-1170

コメント



あべ よしゆき

阿 部 美 幸 1983年7月10日

札幌支部 2016年11月1日入会
事 務 所 札幌市北区新川1条6丁目2番5号
TEL.090-7650-2837

コメント

若輩者ではございますが、精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。



ひょうどう たかお

兵 藤 公 雄 1944年4月8日

小樽支部 2016年11月1日入会
事 務 所 小樽市新光3丁目22番1号
TEL.0134-55-4328
FAX.0134-54-4074

コメント



おおしま たけし

大 島 英 1985年4月26日

札幌支部 2016年11月1日入会
事 務 所 札幌市北区北34条西10丁目
5番11-103号
TEL.011-312-9407
FAX.011-312-9407

コメント

新入会員



おの つかさ
小 野 司 1965年4月7日

旭川支部 2016年11月1日入会
事 務 所 旭川市大町2条4丁目
TEL.0166-51-3340
FAX.0166-54-0824

コメント



かなざき かずこ
金 崎 和 子 1953年2月7日

札幌支部 2016年11月1日入会
事 務 所 札幌市中央区南4条西6丁目8番地3
晴ばれビル501ラティール資生館1室
TEL.011-350-5320

コメント

金崎と申します。新人行政書士として勉強していきますので、ご指導の程、よろしくお願いいたします。



こやま だいすけ
小 山 大 輔 1979年9月20日

札幌支部 2016年11月1日入会
事 務 所 札幌市西区発寒4条7丁目4番6号
TEL.011-300-0138

コメント

ゆるキャラグランプリ2016 結果発表！

「ゆるキャラグランプリ2016」が、2016年11月5日(土)、6日(日)に愛媛県松山市で開催されました。日本行政書士会連合会公式キャラクターのユキマサくんの結果は、総合30位、企業・その他部門11位でした。エントリーゆるキャラ数1,421の30位ですから大健闘と言えるのではないのでしょうか。

2017年度に向けてゆるキャラグランプリの順位の決め方をおさらいしてみました。「ゆるキャラグランプリ」の順位は、ネット投票だけでは決めません。

最終的な得票数=ネット投票数+決選投票数×倍率 なのです。

2016年の倍率はなんと4倍！

ちなみに2014年が2倍、2015年が1.5倍でした。

決戦投票の投票券の入手方法は、入場券と引き換えおよび会場で販売する公式ガイドブックに付属しています。

なんだかアイドルグループの総選挙のようですね。ユキマサくんが人気者になり、行政書士の認知度がアップされることお祈りしています。



ステージでPRもしたんだニヤ！



ユキマサくんとくまモン(2011年度1位)

事務局 年末年始閉局のお知らせ

12月29日(木)～1月3日(火)



ご逝去 ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

函館支部 5551番 佐々 晃 去る平成28年9月15日にて永眠(享年60歳)
札幌支部 2231番 小関 益美 去る平成28年9月29日にて永眠(享年83歳)
室蘭支部 4229番 柴田 淑夫 去る平成28年11月6日にて永眠(享年62歳)
函館支部 2139番 松本 延夫 去る平成28年11月8日にて永眠(享年78歳)

編集後記

OSSなど自動車関係手続きで大きな動きが見える状況ですが、それとは全く関係なくスタッドレスタイヤを新調しました。今回は初めてのメーカー・ブランドですが、さて。雪が少ないといいな、と思っはいます。… (羽賀亮介)

また新しい年がスタートしましたね。皆様は毎年目標を立てていますか？私は毎年何個か『目標』を立てています。自分には少し難しいと思う目標も立てるようにしているので、順調には達成できないことしばしばあるのですが、いつの間にか数年前に立てた目標を達成していた！と、いうこともあります。悩み立ち止まったとき、自分の小さな夢(目標)が叶っていたことに気付く、励まされたことが少なくありません。『目標を立てること』を続けていくことも私の目標のひとつです(笑)
2017年が明るい話題の絶えない幸多き1年となりますように！ (野原千絵子)

先日、小樽で開催された「酒フェスin小樽天狗山」に参加しました。道内で製造される日本酒やワイン、ビールなどが一堂に集まるイベントです。酒場紹介番組でおなじみ、吉田類さんのトークショーや音楽の生ライブもあり、開始早々に売り切れる酒があるほど大盛況でした。天狗山の山頂から小樽の眺望を肴に飲む道産酒はどれも美味しく、改めて北海道の酒に観光資源としての可能性を感じました。道内各地の酒造所・蒸溜所が、造る酒の種類を越えて協力し、北海道の観光を酒の面から盛り上げて欲しいと思います。僕は飲むことで協力します！ (紺野裕和)

ダイエット中の方。ローソンのブランパンシリーズはご存じですか？糖質もカロリーも低めにつくられているというパンのシリーズで、どうしてもその分、多少味気なく感じるのですが、その中でも(おそらく)最近発売された、チーズ蒸しケーキはおすすめです。しっかりとチーズの味がして、甘みも充分にあります。主食にするのは難しくても、小腹が空いたときは試してみてください。 (坂之井直紀)

今年の干支は「酉(とり)」ですが、酉とは本来「酒つば」を意味し、果実から酒を作ることに由来し、『酒熟して気の漏れる状態』のことを指すそうです。つまり物事が極限に達した状態であり、商売繁盛に繋がるとされているそうです。酉以外の干支についても、覚えやすいように読みや成り立ちの似た身近な動物の漢字をあてただけで、本来の干支の意味とその動物はあまり関係が無いそうで、干支の順番が「神様へ挨拶した順」というのも干支に動物の漢字が使われたため、後から作られ

た昔話だそうです。干支に猫がいないことにより納得できました(ネズミは悪くない！)。 (山村英晶)

10月末、昨年から調子悪かったパソコンがついに逝ってしまいました。急ぎょ、代替機を購入することに・・・(出費が・・・)。購入したのは、もちろんウインドウズ10です。予算の関係で安いものを探し、「DELL」にしました。パソコンに詳しい友人には、「DELLはやめろ」という人もいます。「DELLは燃える！」とも言われました。お陰様で今のところ燃えはしませんが、動作で「？」って思うことがたびたびあります。これって、ウインドウズ10のせいなのか、DELLのせいなのかはわかりませんけど・・・ (本木茂秋)

先日5年ぶりの運転免許更新手続きに行ってきました。30分講習ではありますが、交通事故の怖さを改めて感じさせられ(?)日頃の運転を反省する機会でもあります。シートベルトの着用義務化で死亡事故が減ったとはいえ、交通事故が減っているわけではないとの話。これからの冬道、くれぐれも安全運転には気を付けたいと思います。(更科香織)

札幌ドームで開催されたJ2最終戦の選手入場時、ドームは赤黒縦縞のコレオ(人文字)、そしてゴール裏には白の「WE ARE SAPPORO」の文字が！1年前の編集後記は、名前を新たに「北海道コンサドーレ札幌」のJ2優勝と新年号の表紙が「サッカー選手のたくくん」になることを祈願した内容でした。ついにJ1昇格とJ2優勝を決めました!!! (編集会議で表紙案は却下され残念...) 2017年の目標は何が何でも残留、今こそJ1定着を！ (原田和子)

気象台は、毎年、積雪のある状態が30日以上続いた場合などに、積雪が始まった日にさかのぼって「根雪」の初日を発表しているそうです。今年は旭川市で北海道内では最も早い「根雪」が観測されるなど、道内各地で10月から積雪が観測されています。毎年のことですが、雪かきのことを考えると憂鬱になる季節です。 (嶋田俊二郎)

去る11月24日は「和食の日」だったそうで、その日のラジオで「香の物から食べ始めるのはマナー違反」ということを初めて知りました。最近健康のために野菜から食べ始めるという食習慣が定着し、かなりの高確率で漬物から食べ始めている私はマナー違反しまくりだったということですね。とはいえ、よく行く牛井屋や役所の食堂などで「それマナー違反」と指摘されることもほほえないでしょうから、いつの日か高級懐石料理のお店に行くとき用の知識として心に留めておく程度にしておきたいと思います。 (塩坂壇)

2017.新年. 第327号 ● 平成28年12月25日発行

発行人：吉 村 学
編集人：羽 賀 亮 介
発行所：北海道行政書士会
印刷所：(株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001
札幌市中央区北1条西10丁目1-6
北海道行政書士会館
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,752 (個人 1,734・法人 18)				+53	+10
男性	1,573	女性	179		

平成28年11月末現在

取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
北洋銀行本店 (普0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
北洋銀行本店 (普0389444)
振替口座 02730-0-8224番



平成29年 新年賀詞交歓会・新春業務セミナー



恒例の新年賀詞交歓会及び新春業務セミナーの概要が決まりましたので、お知らせいたします。

第1部「新春業務セミナー」は、群馬県行政書士会から講師をお招きし、知的資産経営についての理解を深め、より適切な中小企業支援に当たることができるよう研修会を開催いたします。

第2部「新年賀詞交歓会」は、会員相互の親睦と行政書士制度への理解を深めていただくため、各議員の先生・各機関の代表者をお招きし開催いたします。

皆様の御参加をお待ち申し上げます。

記

- 主 催 第1部：北海道行政書士会 第2部：北海道行政書士会・北海道行政書士政治連盟
- 開催日時 平成29年1月27日（金） 13:00～17:00
- 場 所 ホテル札幌ガーデンパレス（札幌市中央区北1条西6丁目 電話：011-261-5311）
- 参加費用 第1部：無料 第2部：5,000円（当日会場受付でお支払ください）
- 申込方法 北海道行政書士会宛（FAX：011-281-4138／E-mail：gyosei@mrd.biglobe.ne.jp）
- 締 切 下記の参加申込書により、平成29年1月18日（水）までお申し込みください。



第1部 新春業務セミナー

- 時間・会場 13:30～15:00 2階「白鳥」
- 講 演 「知的資産経営を活用した中小企業支援の基礎と実践」
- 講 師 群馬県行政書士会 会員 小山範之 氏

第2部 新年賀詞交歓会

- 時間・会場 15:30～17:00 2階「孔雀」
- 来 賓 予 定 ご支援をいただいている国会及び北海道議会の各先生方、その他関係機関・団体代表



参加申込書

☐ 1部「新春業務セミナー」		☐ 2部「新年賀詞交歓会」	
※参加を希望するものに、チェックを付けて下さい。			
支 部 名		会 員 番 号	
氏 名		フリガナ	
電 話 番 号		FAX番号	

※送付先：FAX011-281-4138／E-mail：gyosei@mrd.biglobe.ne.jp 北海道行政書士会 事務局